

福井市監査告示第24号

令和5年1月27日付け監査告示第3号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 浅野 信 也
福井市監査委員 青木 幹 雄
福井市監査委員 玉村 正 人

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
- 2 措置を講じた部局等 商工労働部 観光文化局 おもてなし
観光推進課
- 3 措置通知を収受した年月日 令和5年6月13日
- 4 措置内容

指摘事項	措置内容
1 一乗滝小次郎の里ファミリーパークの施設管理業務において、受託者は施設内に条例に規定のないバーベキュー炉を設置し、さらに委託業務に含まれない食品等の販売を行い、それらの売上を自らの収入としていた。所管課は、これらの状況を認識していたが	1 受託者に、条例及び条例施行規則に規定されている使用許可の申請の手続を行うよう、また、食品衛生法上の必要な手続についても遺漏なく行うよう指導した。 今後は、申請漏れ等防止のために施設管理業務委託に係る確認リストを作成し、相互に確認することで再発防止に努めていく。

容認していた。また、食品の
販売は保健所からの食品衛生
法上の許可等が必要となるに
もかかわらず、長期間ない状
態だった。

当該施設はキャンプ場であ
り、利用者が飲食し、火気
を使用する施設であることから
、安全衛生管理を最優先とし
なければならない。

今後は、受託者に対し委託
業務内容の遵守を徹底するよ
う指導されたい。また、施設
やサービスに不足がある場合
は、市が責任を持って改善及
び充実を図られたい。

- 2 令和4年度の一乗滝小次郎
の里ファミリーパーク管理棟
等雪囲い及び撤去業務におい
て、市が発注する前に、当該
施設を管理している受託者
により雪囲い業務が完了して
いた。

当該施設の開園期間は11

受託者の自主的かつ積極的な取
組は尊重しつつも、施設やサー
ビスの不足については、関係課と協
議しながら、改善対策とそれに伴
う予算措置などを計画的に行い、
充実を図っていく。

- 2 次年度以降の業務の開始時期を
精査し、仕様書の見直しを行った
。

また、閉園日前に休園中の看板
を設置していたことに関しては、
今後、期日を遵守するよう指導し
た。

月 30 日までであるが、当該業務は開園期間内に行われており、その時点で閉園していた。

今後は、業務発注後に着手するよう、また、市の定めた開園期間を遵守するよう、受託者への指導及び管理を徹底されたい。